

寒川町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第16号

寒川町契約規則の一部を改正する規則

寒川町契約規則(昭和50年寒川町規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の6号を加える。

- (6) かながわ電子入札共同システム 神奈川県内の地方公共団体が共同して、競争入札参加資格認定、入札業務等を電子情報処理組織(町の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)によって処理する情報処理システムをいう。
- (7) 電子入札システム かながわ電子入札共同システムのうち、町が行う入札に関する事務を処理する情報処理システムをいう。
- (8) 電子入札案件 電子入札システムにより処理することとされた契約案件をいう。
- (9) 財産売却システム 電気通信回線を利用して公有財産及び物品の売り払いに関する事務を処理する情報処理システムをいう。
- (10) 財産売却システム案件 財産売却システムにより処理することとされた契約案件をいう。
- (11) システム入札案件 電子入札案件及び財産売却システム案件をいう。

第6条第1項中「入札期日」の次に「(システム入札案件にあつては、入札期間の末日)」を加え、同条第2項第4号中「日時」の次に「(システム入札案件にあつては、入札期間)」を加え、同項第6号中「入札保証金」の次に「(政令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) システム入札案件にあつては、その旨

第7条第1項中「政令第167条の7第1項の規定により納付させる」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、財産売却システム案件にあつては、予定価格の100分の10以上の額とする。

第10条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 財産売却システム案件にあつては、財産売却システムを管理する事業者の保証

第10条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

第11条中「第5号」を「第6号」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、入札システム案件にあつては、それぞれの情報処理システムに予定価格を登録することをもって、これに代えることができる。

第12条に次の2項を加える。

2 町長は、前項ただし書の規定により電子入札システムに予定価格を登録した場合にあつては、正当な権限を有する者以外の者が当該予定価格を認知できないよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、第1項ただし書の規定により財産売却システムに予定価格を登録した場合にあつては、開札前に予定価格を公表することができる。

第15条第1項中「一般競争入札」の次に「(システム入札案件を除く。)」を加え、同条第5項中「第1項の場合において」を削り、「日時及び場所で」の次に「第1項の規定により入札書を提出した」を加え、同項を同条第10項とし、第4項を削り、同条第3項中「契約担当者は、」の次に「第1項の規定により提出された」を加え、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。

第15条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 前項の入札書は、同一事項の入札について1人1通とする。

- 3 電子入札案件に参加しようとする者は、別に定めるところにより、入札金額その他別に定める情報を電子入札システムに登録しなければならない。
- 4 前項に規定する情報は、電子入札システムに登録された時に町長に到達したものとみなす。
- 5 財産売却システム案件に参加しようとする者は、別に定めるところにより、入札金額その他別に定める情報を財産売却システムに登録しなければならない。
- 6 前項に規定する情報は、財産売却システムに登録された時に町長に到達したものとみなす。

第16条中第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 電子入札案件において前条第3項に規定する方法によらないとき。

(11) 財産売却システム案件において前条第5項に規定する方法によらないとき。

第16条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第3項又は第5項に規定する情報が入札期間内に電子入札システム又は財産売却システムに登録されないもの

第17条中「入札者」の次に「及びシステム入札案件に参加した者」を、「その面前」の次に「(システム入札案件にあつては、別に定める方法)」を加える。

第18条中「入札書」の次に「(入札システム案件にあつては、第15条第3項又は第5項の規定により登録された情報)」を加える。

第24条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条第1項中「入札保証金」の次に「及びこれに代わる担保」を加え、「還付する」を「還付し、又は返還する」に改め、同条第2項中「入札保証金」の次に「及びこれに代わる担保」を、「契約保証金」の次に「(政令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金をいう。以下同じ。)」を加え、「充当する」を「充当し、又は契約保証金に代わる担保に転用する」に改め、同条第3項中「第2項」を「前2項」に、「還付」を「還付し、」に改める。

第25条中「第2号様式」を「第2号様式。システム入札案件にあつては、当該入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、「その他の書類」の次に「(システム入札案件にあつては、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録)」を加える。

第27条第2項中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第29条中「入札期日」の次に「(電子入札案件にあつては、入札期間の末日)」を加える。

第31条第1項中「第12条」を「第12条第1項本文」に改める。

第34条第1項に次の1号を加える。

(5) 財産売却システム案件であつて、契約金額が50万円以下の契約をするとき。

第35条中「政令第167条の16第1項の規定により納付させる」を削り、「契約金額」の次に「(財産売却システム案件にあつては予定価格)」を加える。

第36条の2第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 財産売却システムを管理する事業者の保証(財産売却システム案件に限る。)

第36条の2第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

第37条中「工事若しくは製造又は給付の確認又は検査が終了してから」を「契約者が契約上の義務を履行したことを確認し、又は検査した後に当該」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、物品を売り払う契約においては、契約者の契約保証金は、当該契約者の申出により売払代金の全部又は一部に充当することができる。

3 前2項の規定により契約保証金を還付し、又は充当する場合には、利子を付さない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。